

県営いわき公園サポーター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県いわき建設事務所が管理するいわき公園における地域住民や団体等による環境美化活動、文化活動等の地域活動(以下「地域活動」という。)を支援し、快適で個性豊かな地域づくりに資する多様な主体との協働の公園管理を進めることを目的として、公園サポーター制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 公園サポーターとは、いわき公園における地域活動に意欲をもつ原則5人以上で構成される団体とする。

(活動内容)

第3条 公園サポーターの活動内容は、次のいずれか、又はこれらの組み合わせとする。

- (1)公園の清掃、除草、及び草花の植栽等の美化作業に関すること
- (2)公園の巡視に関すること
- (3)生涯学習、環境学習等の文化活動に関すること
- (4)その他、公園ボランティア活動に関すること

(登録)

第4条 この要綱に定める公園サポーターの活動を行おうとする者は、公園管理者であるいわき建設事務所長(以下「建設事務所長」という。)に、登録申込書を提出するものとする。

- 2 建設事務所長は、前項の申込書の提出があった場合、その内容を審査し、適切と認めるときは、公園サポーターの活動を行おうとする者と速やかにいわき公園サポーター協定書(以下「協定書」という。)を取り交わすものとする。
- 3 建設事務所長は、前項の協定書を取り交わしたときは、登録台帳に登録するものとする。
- 4 公園サポーターは、登録事項の変更があった場合は、建設事務所長に届け出るものとする。

(公園サポーターの責務)

第5条 公園サポーターは、活動にあたり建設事務所長と取り交わした協定書の内容を遵守しなければならない。

- 2 公園サポーターは、自己の責任において活動に参加し、安全に十分配慮しなければならない。
- 3 公園サポーターは、活動にあたり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。

4 公園サポーターは、活動にあたり危険のある行為、又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(登録の抹消)

第6条 公園サポーターとしての登録の抹消を希望する場合は、建設事務所長に登録抹消届を提出するものとする。

2 建設事務所長は、公園サポーターが前条の責務を果たさないと認めるときは登録を抹消することができる。

(県の支援)

第7条 建設事務所長は、公園サポーターの活動に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1)活動に必要な用具等の貸与

(2)傷害保険への加入(建設事務所長が認めた活動に限る)

(3)その他、活動に必要な支援

附 則

この要綱は、平成22年3月10日から適用する。

様式1

登 録 申 込 書

平成 年 月 日

福島県いわき建設事務所長 様

団体名
代表者 住所
氏名 印
電話番号

県営いわき公園サポーター制度実施要綱第4条1項の規定により、次のとおり申し込み
ます。

記

○公園名 いわき公園

○活動内容(該当するものを○で囲む)

清掃 除草 草花植栽 巡視 生涯学習 環境学習 その他()

○構成員

別紙1のとおり。

○主な活動予定

○活動の公表の可否(該当するものを○で囲む)

可 否

